

平成27年度 事業報告書

1 第24回柔道整復師国家試験の実施

柔道整復師法第13条の3の規定に基づく指定試験機関として同法第10条の試験事務を次のとおり行った。

- (1) 試験実施日 平成28年3月6日(日)
- (2) 試験地 北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府
広島県、香川県、福岡県及び沖縄県
- (3) 試験結果

区分	出願者数	受験者数	合格者数	合格率
総数	7,861	7,115	4,582	64.4%

2 柔道整復師の免許登録事務の実施

柔道整復師法第8条の2の規定に基づく指定登録機関として同法第6条の登録事務及び免許証の交付等の事務を次のとおり行った。

区分	新規免許交付	名簿訂正・ 書換交付	免許 再交付	登録 消除	合格証明書 交付	英訳免許 証明書交付	免許 取消
取扱件数	4,686	542	213	11	1	13	0

3 認定実技審査の実施

(1) 認定実技審査説明会の開催

認定実技審査制度の説明会を開催した。

- ① 開催月日 平成27年7月16日(木) 13時～15時
- ② 開催場所 学校法人花田学園 日本柔道整復専門学校
- ③ 参加者 既設校 30校 30名 新設校 2校 2名

(2) 認定実技審査員の派遣

各柔道整復師養成施設の柔道整復実技及び柔道実技の教育水準向上と充実を図ることを目的に、柔道整復師養成施設指導ガイドライン(平成27年3月31日医政発0331第33号)に基づき認定実技審査員を派遣した。

- ① 実技審査日 平成27年9月6日(日)、11月1日(日)、11月15日(日)
11月22日(日)、11月29日(日)
- ② 受審者数 93校 4,925名

③ 派遣審査人員

項目	延派遣審査員数（実数）
柔道整復実技	307名（237名）
柔道実技	202名（90名）
再審査	67名（38名）
計	576名（365名）

④ 認定実技審査質確保のためのアンケート調査を実施

- ・受審者へ受審状況に関するアンケートを行った。
- ・養成施設へ派遣審査員の審査状況に関するアンケートを行った。
- ・派遣審査員へ養成施設の審査環境に関するアンケートを行った。

⑤ 認定実技審査論点抽出委員会の開催

- ・検討経過を平成27年9月17日開催の認定実技審査委員会で報告した。

⑥ 認定実技審査結果の統計学的分析

- ・3年間（平成24～26年度）蓄積された認定実技審査結果の評価者間較差の調査研究を行い、財団ホームページに公開した。

⑦ 認定実技審査の疑義対応

- ・東京都に報告することを勧める一方で、財団独自で聞き取り調査を行い財団から東京都へ報告した。

4 柔道整復師卒後臨床研修の実施

柔道整復師として、医学や医療の急速な進歩発展に対応するため、卒後の一定期間に外来施術に対応できる治療技術の修得、幅広い知識と高度な技術の修得等、資質の向上、良質でより高度な医療を望む国民の意向に沿わなければならない。卒後臨床研修制度報告書（平成13年度）をもとに、現状で実施可能な形での柔道整復師卒後臨床研修要領を定め、平成17年4月から開始した。

(1) 平成27年度医療人研修講座 418名受講

(2) 認定卒後臨床研修指導柔道整復師の認定

開催月日 平成27年6月21日（日）

開催場所 学校法人花田学園 日本柔道整復専門学校

受審者数 3名 認定者数 0名

(3) 卒後臨床研修修了者氏名のホームページ公表（掲載者数：累計1,023人）

(4) 卒後臨床研修の質確保のため修了者及び未修了者に対するアンケート調査実施

(5) 卒後臨床研修指導者のための技術講習会の開催

開催月日	開催会場	受講者数	開催場所
5月17日(日)	大阪	34	大阪府柔道整復師会専門学校
7月26日(日)	北信越	34	北信越柔整専門学校
8月9日(日)	東北	43	仙台医健専門学校
10月4日(日)	北海道	44	北海道柔道整復専門学校
10月18日(日)	東京	26	東京都柔道整復師会
10月25日(日)	中国・四国	23	朝日医療専門学校岡山校
1月17日(日)	九州	37	福岡医療専門学校
計	7会場	241	

(6) 卒後臨床研修指導者講習会(ワークショップ)の開催

開催月日	開催会場	受講者数	開催場所
8月1日(土)~2日(日)	東京	28	ホテルルートイン東京東陽町
8月8日(土)~9日(日)	大阪	11	クロス・ウェーブ梅田

(会議関係)

- 1 理事会 2回
- 2 評議員会 2回
- 3 常務理事会 5回
- 4 認定実技審査委員会 3回
- 5 認定実技審査要領編集小委員会 5回
- 6 卒後臨床研修委員会 2回
- 7 卒後臨床研修全国実施委員会 2回
- 8 試験委員会 10回
- 9 試験総括者連絡会議 1回
- 10 国家試験改善検討委員会 2回
- 11 認定実技審査論点抽出委員会 2回

平成27年度事業報告の附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する標記附属明細書には、事業報告の内容を補足する重要な事項はない。